

(別紙)

乳用牛改良対策事業 助成実施要領（抜粋）

1 目的

我が国の農業に甚大な被害をもたらすT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の交渉参加の判断時期については先送りとなったが、飼料原材料価格の上昇の動きともども、いまだ予断を許さないのが現状である。併せて、平成23年3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の復興をはじめ、東電福島原発・放射能に関する警戒区域や出荷制限、風評被害など、昨年の口蹄疫に続き、我が国の酪農においては解決時期の見えない深刻な状況が続いている。

こういった状況下での酪農経営においては、牛群検定により個体管理を的確に行い、生産性の向上によりコスト削減を図ることがより一層重要性を増している。

しかしながら、酪農家のなかには牛群検定の煩わしさや経費負担等を理由に、牛群検定への加入をためらう向きも見受けられる。

このため、家畜改良事業団(以下「事業団」という。)は、牛群検定を実施していない農家が牛群検定を実際に体験するための試行を牛群検定組合が行う場合に、これを支援するものとする。

2 事業の内容

牛群検定の試行を希望する農家において、以下の要件を満たす場合、牛群検定の実施に要する最大6カ月間の牛群検定経費に対し一定の助成を行うものとする。

要件

- ・家畜個体識別全国データベースのイントラネットによる情報利用にかかる同意を得られること。
- ・既存の検定組合の理解と協力が得られること（実施体制）。
- ・試行期間終了後、検定組合への加入が見込まれ、継続して実施が可能であること。
- ・平成23年度については、平成23年4月から平成24年2月の間に牛群検定の試行を開始できる農家であること。

3 助成額について

牛群検定にかかる以下の経費を事業団が助成する。

- ・牛群検定試行費用
マスターファイル作成費、検定員旅費、検定員謝金、サンプル瓶購入費、サンプル検査料
- ・農家指導費用
情報分析費、資料印刷費、農家指導費

4 事業実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間とする。

5 事業実施者

乳用牛群検定事業にかかる事業実施主体または乳用牛群検定組合（以下「事業実施者」という。）

6 助成事業の実施

1) 事業参加申請書

事業実施者は、本事業に参加し助成金の交付を受けようとする場合には、事業団理事長(以下「理事長」という。)が別に定める期日までに、事業参加申請書を理事長に提出するものとする。

2) 事業参加承認

理事長は、参加申請書の内容を適正と認めるときはこれを承認し、事業実施者に通知するものとする。

3) 事業実施報告

事業参加承認を受けた事業実施者は、別に定める期日までに、事業実施報告を理事長に提出するものとする。

4) 助成金の額の決定

理事長は、助成金交付申請書の内容を適正と認めるときは、助成金の交付決定を行い、助成金の交付を事業実施者に通知するものとする。